

平成 29 年 9 月 1 日

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害（九州豪雨） に係る特別措置の実施について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

中小企業退職金共済事業本部は、被災地の早期復旧をお祈りいたしますとともに、大きな被害となっております災害救助法適用地域の中小企業事業主と従業員の皆様の事業・生活の 1 日も早い回復を願い、以下の特例措置を実施いたします。詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

[中小企業退職金共済制度特別措置適用地域](#)

※上記地域のうち、次の地区については激甚災害指定（平成 29 年政令第 219 号）
〔福岡県〕朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町
〔大分県〕日田市

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 掛金の納付期限延長手続について

中小企業退職金共済制度の掛金の納付期限を、最長 1 年間延長する申出をすることができます。延長できるのは平成 29 年 7 月分から平成 30 年 6 月分です。

○ 郵送または F A X で掛金の納付期限延長の申出ができます。

◆ 次の事項をお申し出ください。

《申出事項》 共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、
現在の連絡先（住所及び電話番号）、担当者名、
延長期間（開始月及び終了月）

○ 関係機関の証明書は不要とします。

掛金の納付期限延長手続についてのお問い合わせ先

契約業務部 収納課

 0 3 - 6 9 0 7 - 1 2 3 4 （内線：3 4 3 4 ~ 3 4 3 5）

FAX 0 3 - 5 9 5 5 - 8 2 1 7

2 後納による割増金について

上記1の申出により納付期限を延長した月分の掛金については、平成30年7月から平成31年6月までの期間に納付すれば後納割増金を免除します。

後納による割増金の免除についてのお問い合わせ先

契約業務部 収納課

☎ 03-6907-1234 (内線: 3434~3435)

FAX 03-5955-8217

3 共済手帳の再発行の手続について (激甚災害指定地区に限る)

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は、申出により再発行できます。

○ 郵送またはFAXで共済手帳再発行の申出ができます。

◆ 次の事項をお申し出ください。

《申出事項》 共済契約者番号、共済契約者名、住所、電話番号、担当者名、被共済者氏名、現在の連絡先(住所、電話番号及び送付先)

共済手帳の再発行の手続についてのお問い合わせ先

契約業務部 保全課

☎ 03-6907-1234 (内線: 3421~3423)

FAX 03-5955-8216

4 ■ 共済契約を続けることが困難な場合 ■

災害により、共済契約を続けることが困難な場合は、下記にお問い合わせください。

共済契約を続けることが困難な場合のお問い合わせ先

契約業務部 契約課

☎ 03-6907-1234 (内線: 3411・3412)

FAX 03-5955-8214

被共済者(従業員)の皆さまへ

退職金等の請求について

退職金(解約手当金)請求の際に必要な請求書を焼失・紛失した場合等、退職金(解約手当金)請求手続きについてお困りのことがありましたら、中小企業退職金共済事業本部までお問い合わせください。

退職金等の請求についてのお問い合わせ先

給付業務部 給付推進管理課

☎ 03-6907-1234 (内線: 3511・3512)

FAX 03-5955-8218